令和7年4月1日版

平塚市介護予防・日常生活支援総合事業における 訪問型サービスA(指定型)基準

1 事業展開の趣旨

平成29年4月1日から、従前の訪問介護相当サービスよりも人員等の基準を緩和した「訪問型サービスA」を事業所指定により開始しました。これにより、一定の研修受講者が、必ずしも専門的なサービスを必要としない利用者への生活援助が可能となります。

2 サービス内容・利用者の考え方

「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(厚生省平成12年老計第10号通知)において示されている身体介護を除くサービスについて提供するものです。

3 利用者の取扱い

原則として、生活援助のみのサービスについては、訪問型サービスAにて対応することとします。ただし、 特段の事情により有資格者によるサービス提供が必要な場合等は、この限りではありません。

なお、利用者負担割合は原則として従前の訪問介護相当サービスの基準に準じた扱いとします。

4 提供方法

従前の訪問介護相当サービスと同様に、指定事業者により実施し、支給費に係る審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に委託して行います。

5 指定

(1)参入事業者の想定

平塚市において従前の訪問介護相当サービスを提供可能な事業者のうち、当該事業への参入を希望する者から申請を受け付けます。そのため、訪問型サービスA(指定型)のみを提供することは認められません。

【理由】

状態悪化によるサービスの併用による利用者への配慮から、従前の訪問介護相当サービスを提供できる事業所が訪問型サービスA(指定型)の提供を行うものとします。(例:生活援助のみのサービスを利用していた者が状態悪化により身体介護も必要になった場合、A類型のサービスのみしか提供できない事業所では、身体介護の対応ができないため、身体介護のサービス提供がある日については他の事業所が提供することとなります。一方、従前の訪問介護相当サービスを提供できる事業所であれば、同じ事業所が両方のサービスを提供することが可能となります。)

(2)指定の有効期間

指定の有効期間の満了日は、従前の訪問介護相当サービスに係る指定の有効期間の満了日と同日とします。

(3)指定申請(新規・更新)

事業を実施しようとする日の45日前までに申請をお願いします。

45日前が閉庁日の場合は、直前の開庁日までとする。

(4)提出書類

提出書類については平塚市ホームページ内の「指定(新規・更新)に関する申請」を御確認ください。

(5) 定款及び契約書等

当該事業の提供に際しては、定款、運営規程、契約書等において各サービス提供者が規定している書面の該当箇所に当該事業に関する記載をしていただいていること(当該事業を提供する旨の記載)が前提になります。次のとおり、記載例を挙げますが、それぞれの法人により所定の記載方法がございましたら、必ずしもこの例示のとおり記載いただかなくても構いません。

【目的欄等の記載例】

「介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業」

訪問型サービス全体を記載する場合の例

第1号訪問事業に従前の訪問介護相当サービス・訪問型サービスA(指定型)も含まれます。

(6)廃止・休止・再開の申請について

既定の期日までに次の届出をする必要があります。

届出内容	必要書類	期限	備考
廃止届	廃止・休止・再開届出書・	廃止の日の1か月前まで	
	指定通知書(原本)		
休止届	廃止・休止・再開届出書	休止の日の1か月前まで	休止期間は最大で6か月
	廃止・休止・再開届出書、		
再開届	勤務形態一覧表等、再開を確認	再開する日の前日まで	
	するために必要な書類		

6 サービス基準

ь	り、サービス基件				
	従前の訪問介護相当サービス	訪問型サービスA(指定型)			
	管理者 常勤1以上 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事務所等の職務に従事可能とします。				
	サービス提供責任者	訪問型サービスA責任者			
	常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1	1人以上(利用者数に応じて適当数配置)			
	人以上	資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、介			
	一部非常勤職員も可能	護職員初任者研修等修了者			
	資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者 等	支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事			
	資格要件のうち初任者研修課程修了者及び旧	務所等の職務に従事可能とします。			
	2 級課程修了者は任用要件から廃止されまし	訪問介護及び従前の訪問介護相当の基準の範			
	た。	囲内で、訪問介護及び従前の訪問介護相当のサ			
人		ービス提供責任者が訪問型サービスA責任者			
人員		を兼務することを可能とします。			
	訪問介護員等	訪問型サービスA援助者			
	常勤換算2.5以上	必要数			
	資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等	資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等			
	修了者、生活援助中心型研修修了者	修了者、生活援助中心型研修修了者又は一定の			
		研修受講者			
		訪問介護員等が訪問型サービスA援助者を兼			
		務することは可能としますが、訪問型サービス			
		A援助者としての勤務時間を訪問介護・従前の			
		訪問介護相当サービスの常勤換算数の計算に			
		参入することはできません。			
計分	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画				
設 備	・事業の運営に必要な設備、備品				
	・訪問介護員(訪問型サービスAの場合は訪問型サービスA援助者)等の清潔の保持、健康状態の管理				
運	・秘密保持等				
運営	・事故発生時の対応				
	・廃止休止の届出と便宜の提供 等				
	I				

上記に記載がない事項については、原則として従前の介護予防訪問介護の取扱いに準じます。

支障がない場合、訪問介護、従前の訪問介護相当サービス及び訪問型サービスA(指定型)を同一の事業所において一体的に運営することができます。その際、サービス提供責任者は訪問介護及び従前の訪問介護相当サービスの基準の範囲内で訪問型サービスA責任者を兼務することは可能です。この場合、訪問型サービスA(指定型)の利用者1人を訪問介護及び従前の訪問介護相当サービスの利用者1人とみなして計算します。

7 一定の研修

(1)概要

訪問型サービスA(指定型)においては、介護福祉士及び介護職員初任者研修等修了者以外に一定の研修受講者についても従事を認めています。一定の研修として次の市主催の講義と認知症サポーター養成講座の受講及び実務研修を行うものとします。(講義を受講してから実務研修を行うことが望ましいものとします。)

市主催の講義は、神奈川県が県内共通のカリキュラムを策定することを目的にした「訪問型サービスA 従事者研修カリキュラムおよびテキスト策定委員会」にて作成したテキスト(以下「共通テキスト」とい う。)をもとに行います。

共通テキストは平塚市ホームページに掲載しております。共通テキストを使用して各事業所において 研修を実施していただくことにより、市主催の講義を受講する前に訪問型サービスA援助者として従事 いただくことも可能とします。(詳細は【各事業所におけるテキスト活用例】を御参照ください。)

【平塚市ホームページ(共通テキスト掲載ページ)】

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/fukushi/page-c_01719.html

【各事業所におけるテキスト活用例】

共通テキストを用いて各事業所にて研修を実施することにより、実務研修を経たうえで、訪問型サービスA(指定型)への従事を可能とします。ただし、内容の再確認をしていただくためにも、後日市主催の研修会にも参加していただくこととします。

手順の例

- 4月にA類型サービスの無資格の従事者を訪問型サービスA援助者として雇用した。
- 市主催の研修会が5月まで開催されないため、共通テキストを使用して事業所にて研修を実施し、 実務研修(同行訪問)を2回行ったうえで、A類型サービスに従事させた。
- 5月の市主催の研修会にその従事者に出席し、改めて内容の確認をした。

(2)研修内容

ア 実務研修

各事業所において従前の訪問介護相当サービス及び訪問型サービスA(指定型)の同行訪問を2回以上行い、事業所より訪問型サービスA(指定型)に従事するに際して支障がない旨の報告を指定申請の際及び市から求めがあった際にいただくものとします。(報告様式は市指定のものを用意します。)各事業所での実務研修においては、接遇マナー及び生活支援技術の他、緊急時(事故発生時)の対応方法等、各事業所における運営上の基準についても併せて教育をするものとします。

(3)研修受講者への周知

市主催の講義においては、事業所に雇用されていないが当該事業の担い手になることを希望している 参加者がいることが想定されます。そのような参加者に対して、講義開催時点において、A類型サービス を提供している事業所を周知させていただきます。

8 単位・サービスコードについて

(1)サービス単価等

平塚市ホームページ内のサービスコード表(単価表)を取り扱います。

(2)単価

原則として、従前の訪問介護相当サービスの単価の取扱いの考え方に準じます。

介護予防訪問介護では、月額包括報酬とします。1単位あたりの単価は地域区分単価(平塚市:10.70円)と同じとします。

(3)単位数・単価請求

原則として、サービス提供実績に基づき、包括報酬の単価により請求します。(例外的に日割り計算を行う場合については、「(4)日割り請求に係る取扱い」を御参照ください。)利用者の状態像の改善に伴って、当初の支給区分において想定されたよりも少ないサービス提供になること、又はその逆に利用者の状態が悪化することによって、当初の支給区分において想定された以上に多くのサービス提供になることがあり得ますが、その場合であっても月の途中での支給区分の変更は不要です。

なお、翌月の支給区分については、利用者の新たな状態や新たに設定した目標に応じた区分による計画 を定めることを検討する必要があります。

【単位数】

平塚市ホームページ内のサービスコード表単位数のとおり

請求に関する考え方は「介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A」を参照ください。

(4)日割り請求に係る取扱い

包括報酬の場合は、月額の単位数となる場合は、日割り計算を行うこととします。取扱いについては、従前の訪問介護相当サービスに準じます。

(5)従前の訪問介護相当サービスと併用する際の上限

従前の訪問介護相当サービスと併用する場合には、両サービスを合計した1週当たりのサービス提供 頻度により、各区分を位置付けるものとします。また、両サービスの単位数(加算を除く)の高い方を上 限に設定します。

(6)他のサービスとの関係

利用者が次のサービスを受けている間はサービス費を算定できません。

介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、

他の訪問型サービスA(指定型)事業所において訪問型サービス費を算定している利用者についても 算定できませんが、従前の訪問介護相当サービス事業所において訪問型サービス費を算定している利 用者については、訪問型サービス費を算定することができます。

以上

【問合せ先】

〒254 - 8686 平塚市浅間町9 - 1

平塚市 福祉部 地域包括ケア推進課 地域包括ケア担当

電話:0463-20-8217(直通)

5